

買受適格証明書(3条)の申請に必要な書類一覧(個人用)

本部町農業委員会
令和7年4月以降

【必須書類】

	書類の名称等	発行場所	必要部数
1	買受適格証明願出書(3条)・・・様式第12号の1		2部(原本)
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	法務局	1部(原本)
3	位置図(案内図) 例:住宅地図、Googleマップ等 ※役場1階住民課発行の航空写真でも可・・・500円/1枚(手数料)		1部
4	住民票謄本(願出人)	住所地の市町村 住民票担当課	1部(原本)
5	農業経営改善計画書又は営農計画書		1部(原本)
6	公告書等(競売(公売)の内容が確認できるもの)	裁判所	1部(写)

【必要に応じて添付が必要な書類】

	書類の名称等	発行場所	必要部数
7	耕作証明書(譲受人) ※本部町外に住所があり、耕作地がある方	住所地の市町村 農業委員会	1部(原本)
8	公図 ※申請日より2年以内に分筆または合筆された土地の場合	法務局	1部(原本)
9	委任状 ※代理申請(申請人から依頼を受けた行政書士等)の場合		1部(原本)
10	同意書 ※すでに耕作者が存在している小作地の場合		1部(原本)
11	農業委員会が必要とするその他書類		1部

※注意事項

- ・競売(公売)情報が一般公開されていない時点では受理できません。
- ・申請書の提出期限は毎月10日(閉庁日の時はその翌日)です。
- ・申請書の提出期間は毎月1日から10日(閉庁日の時はその翌日)です。
※申請書類に3つ以上不備がある場合は、受理しませんので、ご注意ください。
- ・本部町外に住所を有する者が譲受人または借受人である場合、農業委員による聞き取りを行います。
- ・農業委員会総会は、毎月25日前後に開催します。
- ・登記事項証明書・住民票謄本等の証明書は、申請日より3か月以内のものに限ります。
- ・必要に応じて、申請後に追加で書類提出を依頼する場合があります。ご了承ください。

【お問い合わせ】

本部町農業委員会 TEL:0980-47-2412 FAX:0980-51-6007